

湯浅町告示第62号

湯浅町業務用封筒有料広告掲載実施要領を次のように定める。

平成27年4月 1日  
湯浅町長 上山 章善

湯浅町業務用封筒有料広告掲載実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、湯浅町有料広告掲載要綱（平成27年告示第61号。以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、町が作成する業務用封筒（以下「封筒」という。）に有料広告（以下「広告」という。）を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の媒体)

第2条 広告掲載する媒体は、次のとおりとする。

- (1) 一般共用封筒
- (2) 窓口用封筒

(広告の規格及び掲載料等)

第3条 広告は、封筒の裏面で町が指定した位置に掲載することとし、掲載枚数及び掲載料（消費税及び地方消費税を含む）は下記の通りとする。

封筒種別	広告サイズ・刷色	掲載枚数	封筒 作成枚数	掲載料 (1枚につき)
一般共用封筒 (角形2号)	縦100mm×横100mm 1色(黒)	4枚	10,000枚	10,000円
一般共用封筒 (長形3号)	縦40mm×横70mm 1色(黒)	4枚	30,000枚	15,000円
窓口用封筒 (角形6号)	縦60mm×横60mm 1色(黒)	4枚	10,000枚	10,000円

(広告の掲載期間)

第4条 封筒作成後、使用を終了するまでとし、期間中は掲載中の広告の取り下げはできないものとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(広告主の募集と選定方法)

第5条 広告掲載の募集は、広報ゆあさ又は町ホームページ等により行うものとする。ただし、広告掲載希望者が広告枚数に満たないときは、個別に案内することができる。

2 広告掲載希望者が募集件数を超えるときは、要綱第7条の優先順位によるものとし、同じ優先順位に属する複数の希望者がある場合は、抽選による。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載希望者は、湯浅町業務用封筒有料広告掲載申込書（第1号様式）に掲載しようとする広告の原案を添えて、別に定める期日までに町長に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出された広告原案の内容に不適切な表現がある場合には、町長は、修正を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第7条 町長は、前条の申込みがあったときは、速やかに広告内容を審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 広告掲載の可否を決定したときは、湯浅町業務用封筒有料広告掲載（決定・却下）通知書（第2号様式）により、広告主へ通知するものとする。

(広告原稿の提出)

第8条 広告主は、広告原稿作成に当たり、完成原稿を町長が指定した期日までに提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告主は、町長が指定する期日までに、納入通知書により広告掲載料を一括納付しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第10条 納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、町の都合により広告の掲載ができなくなった場合はこの限りでない。

(広告掲載の取消し)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。この場合において、湯浅町業務用封筒有料広告掲載取消通知書（第3号様式）により、広告主に通知するものとする。

(1) 要綱第11条各号に該当するとき

(2) その他町長が広告掲載に支障があると認めるとき

(広告掲載の取下げ)

第12条 広告主は、広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、決定通知を受けた日から3日以内に書面により町長に申し出なければならない。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

湯浅町業務用封筒有料広告掲載申込書

湯ま企第 号  
年 月 日

湯浅町長 様

住所又は所在地 \_\_\_\_\_  
申込者 氏名又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
電話番号 \_\_\_\_\_  
FAX番号 \_\_\_\_\_

湯浅町業務用封筒有料広告掲載実施要領第6条の規定により、次のとおり広告掲載を申し込みます。

1. 広告の概要 別添のとおり

2. 封筒種別

3. その他

様式第2号（第7条関係）

湯浅町業務用封筒有料広告掲載（決定・却下）通知書

湯ま企第 号  
年 月 日

様

湯浅町長

湯浅町業務用封筒有料広告掲載実施要領第7条の規定により、次のとおり広告掲載（決定・却下）をしたので通知します。

広告掲載します。

広告掲載	封筒
広告掲載料	金 円
納付期限	年 月 日（ ）
備考	

広告掲載しません。

掲載しない理由	
---------	--

※この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、湯浅町長に異議申立てをすることができます。

様式第 3 号 (第11条関係)

湯浅町業務用封筒有料広告掲載取消通知書

湯ま企第 号  
年 月 日

様

湯浅町長

年 月 日付け 第 号で掲載決定しました湯浅町業務用封筒有料  
広告掲載について、次の理由により掲載取消としましたので通知します。

取 消 理 由	
---------	--

※この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、湯浅町長に異議申立てをすることができます。